

背景・目的

▼ 人口減少社会と高齢化の進展

- 人口減少社会
→ 医療の対象となる人口(総数)の減少
- 2025年には、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる
→ 医療・介護需要の最大化、医療・介護需要の質の変化
- 高齢者人口の増加には大きな地域差
→ 地域によっては高齢者人口の減少が既にみられ、医療・介護需要の地域差の増大
- 世帯構成比率の変化
→ 高齢者のみの世帯が増え、家庭看護・介護力が低下

効率的かつ質の高い医療提供体制の構築・地域包括ケアシステムの構築

医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。

予想される医療・介護需要の変化に対して、医療機関自らが早期の対策を考えることが必要。

▼ 社会保障制度改革推進法に基づく改革の流れ

社会保障国民会議(H20.11最終報告)

- 社会保障の「機能強化」に向けて、医療・介護・福祉サービス分野では、病床機能分化とネットワーク化、地域包括ケアなどについて、具体的な将来シミュレーションとともに提言。

平成24年社会保障・税一体改革 = 社会保障制度改革推進法(自民・公明・民主の3党合意に基づく議員立法)

- 社会保障改革の「基本的な考え方」、年金、医療、介護、少子化対策の4分野の「改革の基本方針」を明記。

社会保障制度改革国民会議報告書とりまとめ(H25.8.6)

- 改革推進法により設置され、「少子化」「医療・介護」「年金」の各分野の改革の方向性を提言。
- 医療・介護制度改革については、医療・介護提供体制の改革(「病院完結型」の医療から「地域完結型」の医療・介護へと地域包括ケアシステムの構築、国民健康保険の財政運営の責任を都道府県が担うことなど医療保険制度の改革、難病対策の法制化などを提言。

いわゆる社会保障改革プログラム法(H25.12.13公布・施行)

- 社会保障4分野の講ずべき改革の措置等について、スケジュール等を規定
- 社会保障制度改革推進会議の設置

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(いわゆる「医療介護総合確保推進法」:H26.6.25公布)

1. 新基金創設と医療介護連携の基本方針策定 <医療介護総合確保促進法>
2. 医療機関の機能分化と連携: 病床機能報告制度の創設、都道府県地域医療構想(ビジョン)の策定 <医療法>
3. 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化: 地域支援事業の見直し <介護保険法>

地域医療構想の内容

▼ 医療計画(地域医療構想)で定めるべき事項 (医療法第30条の4第2項第7号及び第8号)

1. 構想区域における高度急性期・急性期・回復期・慢性期ごとの将来の必要病床数

- ・必要病床数 = 医療需要(人/日) ÷ 病床稼働率(高度急性期:75%、急性期:78%、回復期:90%、慢性期:92%)
- ・医療需要 = [2013年度の性・年齢階級別入院受療率 × 2025年の性・年齢階級別推計人口] の総和
- ・医療需要は、上記計算式に基づき算出した患者数について、構想区域ごとに2025年の目指すべき医療提供体制を踏まえ調整した医療提供量をいう。

2. 構想区域における将来の居宅等における医療の必要量

- ・慢性期の医療需要と一体的に推計した2025年における医療需要(人/日)のこと。
- ・推計された医療需要は、すべてが居宅だけで医療を受けるわけではなく、介護施設等も活用しながら地域包括ケアシステムの中で対応する。

3. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する施策

病床機能区分ごとの必要病床数と2014年度(又は、直近の年度)の病床機能報告制度による病床機能区分ごとの集計数とを比較し、施策を検討。施策の基本となる事項を定め、毎年度の地域医療介護総合確保基金に係る都道府県計画の策定の基本方針として活用。

- (1) 病床の機能の分化及び連携の推進
- (2) 在宅医療の充実
- (3) 医療従事者の確保・養成

〔※5疾病・5事業及び在宅医療については、各圏域の実情に合わせて個別に調整会議の議論の中で整理。〕

地域医療構想の活用・推進

▼必要病床数・居宅等における医療の必要量

┌ 将来のマーケティング(各地域・各機能の患者発生量と地域に必要な医療提供量の予測)

└ 将来、どこでどのくらいの入院患者が発生し、その患者数に対応するためにはどのくらいの病床数が区域内で必要か。

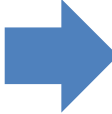
▼必要病床数(将来像)と病床機能報告制度(現状)の比較

┌ 圏域の中でギャップを埋めるための取組み(PDCAサイクルの推進)

└ 将来像に対して不足する機能等の状況を把握。(毎年実施の病床機能報告制度で毎年現状把握が可能。)

└ 将来目指す医療提供体制をどうやったら実現できるか。(どの機能がどのくらい足りていないか。将来像と現状とのギャップを埋めるための施策の進み具合や内容はどうか。)

└ 各圏域調整会議で医療関係者が情報を共有・議論し、医療関係者自らの取組みにより施策を推進。

- 
- ◎各医療機関の経営判断の材料
 - ◎効率的かつ質の高い医療提供体制の構築・地域包括ケアシステムの構築

└ 各医療機関は、提供しようとする医療サービスの対象を把握し、地域の中における役割や機能を確立。(経営の安定化)
医療機関等の相互の役割分担や連携を推進。